

公表日：令和5年4月3日

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）において義務付けられている「直近の3事業年度の各年度について採用した正規雇用労働者の中途採用比率」は、次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	93%	85%	95%